

盛岡市立小中学校暖房装置保守点検業務委託（区分1） 仕様書

受注者は、当該業務委託について、次に示す事項に従い、誠実にかつ遺漏のないよう業務を履行しなければならない。

1 業務内容

本業務は、履行場所に設置されている暖房装置の点検、調整、清掃等（以下「点検等」という。）及び保守を行う。

2 履行場所

別紙1「暖房装置設置状況（区分1）」のとおり。

3 点検等の実施項目

別紙様式2「保守点検報告書」の項目及び次に示す項目について実施するものとする。

- (1) 燃焼装置分解清掃
- (2) 燃焼室整備清掃
- (3) 煙道・煙突整備清掃
- (4) 運転調整及び操作指導
- (5) 不凍液濃度点検
- (6) パネルヒーター・エアー抜き
- (7) ファンコンベクター・フィルター清掃

4 点検等を実施する時期

契約締結日の翌日から令和6年11月8日（金）までの間とし、1施設につき1回実施すること。

点検等の実施日については、あらかじめ学校長と打ち合わせの上、承諾のもとで行うこと。実施日時が決定した場合は、点検日程表を作成し、教育委員会事務局総務課に提出すること。

5 保守

点検等完了後、学校において機器に異状を認め受注者に通知した場合は、当該機器の点検・調整等を行うこととし、異状が回復しない場合においては、今後の措置について助言を行うものとする。

6 技術員等

対象機器について熟知した専門技術員をもって実施すること。また、必要な器具等については、受注者が用意すること。

7 報告書

点検等完了後、令和6年11月22日（金）までに点検等完了届を教育委員会事務局総務課へ提出し、検査を受けること。

また、点検等の結果について、保守点検報告書（別紙様式2を含む）及び清掃作業の写真（清掃前・清掃後）を、各学校及び教育委員会事務局総務課に各一部ずつ提出すること。

保守業務完了後、速やかに業務完了届を教育委員会事務局総務課へ提出し、検査を受けること。

8 契約金額の支払い

契約金額の支払いは2回とし、点検等完了後及び保守業務完了後（業務委託完了後）にそれぞれ契約金額の1/2ずつ支払うものとする。ただし、等分した契約金額に端数が生じる場合の支払金額は、契約書上で定めることとする。